

在宅自己注射指導管理料の見直し

骨子【I-4(5)】

第1 基本的な考え方

疾患の医学管理に関する評価を踏まえて、現行の注射指導回数に応じた評価の差を縮小する。また、導入初期の指導と難病患者への指導管理を重点的に評価する。

第2 具体的な内容

1. 在宅自己注射指導管理料の指導内容を明確化した上で、頻度に応じた点数を設定するとともに、難病患者への指導管理を行った場合を重点的に評価する。

現 行		改定案	
【在宅自己注射指導管理料】		【在宅自己注射指導管理料】	
1 複雑な場合	1,230点	1 複雑な場合	1,230点
2 1以外の場合		2 1以外の場合	
イ 月3回以下	100点	イ 月27回以下	<u>650点</u>
ロ 月4回以上	190点	ロ 月28回以上	<u>750点</u>
ハ 月8回以上	290点		<u>(削除)</u>
ニ 月28回以上	810点		<u>(削除)</u>
			<u>注 「2」については、難病外来指導管理料との併算定を可能とする。</u>
注2 導入初期加算	500点	注2 導入初期加算	<u>580点</u>

2. 2以上の保険医療機関において、同一の患者について異なる疾患の在宅自己注射指導管理を行っている場合に、それぞれ当該指導管理料を算定できることとする。